

(写)

富労審発 0210 第 4 号
令和 8 年 2 月 10 日

富山労働局長 小島 悟司 殿

富山地方労働審議会長 森口 豪彦

富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和 7 年 12 月 8 日付け富労発基 1208 第 3 号をもって諮問のあった標記について、家内労働法第 21 条第 1 項の規定に基づき専門部会を設け、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別 紙

富山県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

富山県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
電子部品	手工具（ハンドプレスを除く。）を使用して電子部品1個につき2本又は3本のリード線を1度に切断	固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスター及び圧電ブザーでリード線が2本又は3本のもの	1回の切断につき 45銭
コネクター	差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)		1端子につき 50銭

4 効力発生の日 法定どおり